

中野区児童館運営・整備推進計画の考え方について

区は、児童館の運営及び整備に係る展開について検討を進めているところである。この度、「中野区児童館運営・整備推進計画」（以下「計画」という。）に盛り込む主な内容等について、以下のとおり考え方を取りまとめたので報告する。

1 計画の基本的な考え方

（1）計画の目的

児童館の機能強化等を円滑に進めるとともに、計画的な施設更新を実現することによって、子どもと子育て家庭を取り巻く福祉的課題や多様なニーズ等への対応を図る。

（2）計画の位置づけ

中野区基本計画に掲げる基本目標「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を実現するため、児童館に関する施策を取りまとめた個別計画とする。

（3）計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

2 現状・課題

- 子どもと子育て家庭を取り巻く現状として、孤独・孤立への不安や児童虐待、不登校、いじめ、貧困など様々な課題が複雑かつ複合化しているとともに、共働き世帯の増加による学童クラブ需要が年々増加傾向にあることから、早急かつ重点的に多様な居場所づくりに取り組むことが求められている。
- これまでの児童館の機能・役割に加え、中高生世代への支援、虐待・貧困などの福祉的課題への対応等の社会情勢の変化に合わせた機能・役割の強化・見直しが必要である。

3 取組の方向性

- （1）児童館の機能強化の推進
- （2）子ども・保護者等のニーズを捉えた運営強化
- （3）福祉的課題への対応強化
- （4）民間活力の活用
- （5）専門性を持った職員の育成・配置
- （6）計画的な施設更新の推進

4 具体的な取組

現在の18館の児童館（「ふれあいの家」を含む）について、0歳～18歳（保護者含む）までを対象とした児童厚生施設として、これまで児童館が果たしてきた機能と役割を基礎とした上で、ソーシャルワーク機能（地域の見守り・ネットワーク・相談支援）、乳幼児機能、中高生機能を強化していくこととし、以下の3類型に移行する。

- (1) 基幹型児童館（南中野、宮の台、城山、野方、上高田、みずの塔、北原、大和、かみさぎ）
 - 地域の子育て・子育ての拠点として、子どもの日常生活圏域等を踏まえ中学校区に1館（区内9館）とする。
 - 開館日時の拡充、自由におしゃべりや交流が出来るロビー機能の拡充、中高生世代向けの学習スペースの設置など、子どもの居場所・遊び場としての機能を充実する。
 - 児童館におけるソーシャルワーク機能として、日常の遊びなど身近な場面から子どもや保護者の課題の把握・解決につなげるとともに、エリア内の地域資源を活用したネットワーク支援を強化する。
 - エリア内の地域連携の促進や地域の子ども施設の巡回・支援を行う。
 - 福祉的課題に対応するためにソーシャルワーク機能を強化した運営を行うことから、直営（区職員による運営）とし、福祉職を配置する。
- (2) 乳幼児機能強化型児童館（みなみ、弥生、朝日が丘、文園、新井薬師、大和西、西中野、鷺宮）
 - 乳幼児親子向けの講座・イベントや子育て支援情報の提供、相談・助言等の乳幼児親子事業を強化した運営を行う。
 - 開館日時の拡充や児童館子育てひろば（乳幼児親子ほっとルーム）等により乳幼児期の子育てを支援する。
 - 児童館における一時預かり事業については、近隣保育園等の一時保育事業の利用状況などを踏まえて実施を検討する。
 - 学童クラブ需要の増加に対応するため、待機児童の発生が予測される地域において、暫定的に学童クラブを運営する。
 - 施設の状況に応じて外遊び事業のニーズに対応していく。
 - 民間事業者による運営（委託）とし、乳幼児親子事業等のノウハウ等を持つ事業者へ委託する。
- (3) 中高生機能強化型児童館（若宮）
 - 軽運動・音楽活動・談話スペースの充実などの中高生世代向け事業を強化した運営を行う。
 - 中高生世代のニーズに対応するため、施設の大幅な改修もしくは建替による施設整備を行う。

- 中高生世代の利用しやすい開館日時を検討し、中高生世代の居場所としての機能を確保する。
- 若者活動支援事業において、施設のあり方・機能等について、中高生世代の意見を聴取する。
- 民間事業者による運営（委託）とし、中高生世代向け事業等のノウハウ等を持つ事業者に委託する。

5 児童館の運営・整備推進の考え方

(1) 施設運営

- 基幹型児童館について、令和6年度に移行後の運営を想定したモデル事業を行い、令和7年度から全9館に展開する。
- 乳幼児機能強化型児童館について、令和6年度に移行後の運営を想定したモデル事業を行い、令和7～8年度にかけて委託を開始する。なお、文園児童館については、桃園第二小学校内にキッズ・プラザが整備された段階で、委託を開始する。
- 中高生機能強化型児童館について、施設の大幅な改修もしくは建替による施設整備後に委託を開始する。

(2) 施設整備

- 児童館施設について、老朽度や緊急性の高い施設から順番に大規模改修を実施する。
- 大規模改修に当たっては、原則として、児童館内の学童クラブの廃止に合わせて実施する。ただし、施設の老朽度や緊急性が高い場合は、学童クラブの代替場所を確保する等、学童クラブの継続性を担保し、大規模改修を先行して実施する。
- 乳幼児機能強化型児童館について、委託開始前に、利便性向上のためにトイレや内装、ドア等の修繕を実施する。
- 中高生機能強化型児童館について、委託開始前に、中高生世代のニーズに対応するために大幅な改修もしくは建替を実施する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月	計画（素案）の決定 意見交換会の実施
〃 12月	計画（案）の決定 パブリック・コメント手続の実施
令和6年 3月	計画策定